

和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目指すための課題解決に向けた、市民が自主的に行う学習、調査研究、出版活動等に対して、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金（以下「助成金」という。）を交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（助成金の対象）

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、前条の趣旨に賛同する団体（和泉市内を活動の根拠とし、かつ、その構成員の過半数が和泉市内に在住・在勤する者で構成する団体に限る。以下「団体」という。）とする。

（助成の対象事業等）

第3条 助成金の交付対象事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（1）幅広い市民を対象として男女共同参画社会の実現に役立つ普及啓発活動、ワークショップ若しくは講演会又は男女共同参画社会の実現に向けての課題を明らかにし解決を目的とする調査研究等

（2）当該年度内に実施するもの又は調査に取りかかるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象から除外する。

（1）事業の実施による効果が特定の個人又は少数の者にしか及ばない事業

（2）学会その他学術などの振興を主たる目的とする事業

（3）営利を目的とする事業

（4）市又は市に準ずる団体から助成金等の交付を受ける事業

（5）物品の販売を伴う事業

3 助成は、1団体につき1事業に限るものとする。

（助成金及び対象経費）

第4条 助成金は1事業につき最高10万円を限度として審査会が必要と認めた額とし、予算の範囲内において交付する。

2 対象経費は対象事業の遂行に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

（助成金の交付の申請）

第5条 団体は、助成金を受けようとするときは、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業実施計画書（様式第2号）

（2）事業経費明細書（様式第3号）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けたときは、和泉市助成審査委員会規則（平成24年和泉市規則第66号）別表に規定する和泉市男女共同参画推進事業助成金

審査会の審査を経た上で、交付の適否及び助成金の額を決定するものとする。

2 市長は、審査会の審査結果に基づき、助成金を交付すべきものと認めるときは、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金交付決定通知書（様式第4号）により、団体に通知するものとする。

3 市長は、審査会の審査結果に基づき、助成金の交付を認めなかったときは、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金結果通知書（様式第5号）により、団体に通知するものとする。

（助成団体の遵守事項）

第7条 助成金の交付を受けた団体は、助成金を他の用途へ使用してはならない。

2 助成事業を中止し、若しくは廃止する場合、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

3 助成事業実施に当たり、助成金を受けていることを明らかにすること。

4 助成事業実施に係る成果品は、市に提出するとともに、その活用に関し協力すること。

（助成事業費の変更）

第8条 団体は、助成に係る事業経費の配分を変更する場合は、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに、当該変更の承認の可否を決定し、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（助成事業の実績報告）

第9条 団体は、助成事業の完了後30日以内若しくは当該年度末のどちらか早い時期に和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業成果報告書（様式第9号）

（2）事業経費報告書（様式第10号）

（3）成果品等

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金額確定通知書（様式第11号）により団体に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 市長は、助成金の額の確定後に助成金を交付するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする団体は、助成金の確定通知書を受け取った日以後速やかに、和泉市男女共同参画推進事業（オアシス）助成金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第12条 前条の規定にかかわらず、助成事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるとき

は、第6条又は第8条の規定による助成金交付決定額の一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする団体は、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を受け取った日以後速やかに、前条第2項の請求書を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払により交付を受けることができる助成金の額は、助成事業の実施前に必要とする経費のみとする。

(助成金の返還)

第13条 団体は、助成事業の実施により助成額を超える収益が生じた場合は、当該助成額を超える収益の額を市に返還しなければならない。この場合において、市に返還すべき額の上限は、助成額とする。

2 市長は、団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽の申請又は不正な行為をしたとき。

(2) 助成金を助成事業以外に使用したとき又は助成事業を行わなかったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

費 目	対象となる経費
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費（専門家等への謝礼）
旅費交通費	講師や専門知識をもった助言者などを依頼した場合の交通費、宿泊料。自家用車を利用する場合は燃料費程度
材料購入費等	直接、対象事業の成果となるものの原材料や、対象事業の実施に必要な不可欠な用品等で、概ね単価が5千円未満で耐用年数1年未満のものをいう。原則として総額3万円以内とする。
食糧費	外部講師等の弁当・飲み物代等に限り1人1千円を上限とする
印刷製本費	資料印刷代、チラシ・ポスター等の広報物や報告書、パンフレット等の印刷費（この助成金で作成した旨を表示すること。）、簡易印刷（コピー）費
役務費	郵送料、振込手数料、ボランティア保険・行事保険料
使用料及び賃借料	イベント会場使用料、機材賃借料

※申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。

※領収書が無く用途が不明な経費は対象外とします。

※団体の管理運営費及び自ら負担すべき性格を有する経費は対象外となります

（例）団体代表が講師を勤める場合の謝金、予行のために係る費用、スタッフの企画料・人件費・交通費・食糧費、備品購入費等。